1301 関税等の納付手続

外国から一般の貨物や課税価格が 20 万円を超える郵便物 (郵便物の場合は、寄贈物品などを除きます。)を輸入する場合は、貨物の品名、数量、課税標準、税額等を輸入者自ら申告していただく必要があります。(申告納税方式)申告は個人でもできますが、通関業者に依頼することもできます。

輸入品に関税、内国消費税及び地方消費税などの税金がかかる場合には、 輸入申告時に納付書を提出して下さい。税関では、審査・検査が終了すると 納付書を申告者にお返ししますので、税金を銀行の窓口又は郵便局の貯金窓 口に納付して下さい。なお、マルチペイメントネットワークを利用する場合 の納付方法については、コード番号 1311 番を参照して下さい。また、NACCS により通関手続を行った場合は、リアルタイム口座振替方式(以下「ダイレ クト方式」といいます。)を利用して納付することもできます。ダイレクト方 式を利用する場合の納付方法については、コード番号 1313 番を参照して下 さい。

その後、納付済であることを示す領収証書を税関に提示することにより、 輸入が許可されます。マルチペイメントネットワーク又はダイレクト方式を 利用して納付する場合には、納付書の提出は必要ありませんので、輸入申告 の際に税関に申し出て下さい。なお、この場合においては、納付と同時に輸 入許可されます。

次の場合には、税関が計算した税額を納付することになります。(賦課課税 方式)

1.外国から本邦へ入国したとき

税関、航空機内、船内に用意されている携帯品・別送品申告書に必要 事項を記入して税関に提出し、税関が計算した税額を税関検査場内の銀 行窓口又は税関職員に納付します。

2.外国から郵便物が送られてきたとき

関税など税金の合計額が1万円以下の場合、あるいは1万円を超え30万円以下で名宛人が配達を希望する場合は、税関外郵出張所から日本郵便株式会社を経由して「国際郵便物課税通知書」及び「納付書(払込金受領証を兼ねます。以下同じ。)」とともに、品物が直接配達されますので、税金の納付を日本郵便株式会社に委託する旨を申し出て、税金相当額及び日本郵便株式会社の取扱手数料(郵便物1つで200円)を支払えば、その場で品物を受け取ることができます。

その他の場合は、「国際郵便物課税通知書」は送付されますが、品物及び納付書は配達されません。この場合、課税通知書に記載された郵便局へ行き、納付書の交付を受け、税金を銀行の窓口又は郵便局の貯金窓口で納付すれば、品物を受け取ることができます。なお、別途、日本郵便株式会社の取扱手数料を支払う必要があります。

※ 課税価格が 20 万円を超える郵便物(寄贈物品などは除きます。)の 場合は申告納税方式が適用されます。

(関税法第6条の2、第7条、第8条、第9条、第9条の3、第9条の4、第77条、第77条の2)

また、税額に相当する担保を税関に提供することにより、関税等の納期限の延長が受けられる制度もあります。関税等の納期限延長制度の概要については、コード番号1302番を参照して下さい。なお、関税等の減免税制度もありますので、概要については、コード番号1602番を参照して下さい。